



2026年6月9日

各 位

会 社 名 株式会社 トーシンホールディングス
代表者名 管財人 石 田 雅 文
管財人 栗 田 口 太 郎
(コード：9444 東証スタンダード市場)
問合せ先 取締役 管理部長 旭 萌々子
(TEL. 052-262-1122)

当社管財人の解任申立てに係る取締役会決議に関するお知らせ

2026年5月8日付「会社更生手続開始の申立て及び開始決定並びに再建計画の提示等に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、当社は、2026年5月8日に、東京地方裁判所に対し会社更生手続開始の申立てを行い（東京地方裁判所令和8年（ミ）第4号）、同日、同裁判所より会社更生手続開始決定がされ、当社の代表取締役であった石田雅文及び申立代理人であった弁護士栗田口太郎が管財人に選任されました。

しかしながら、2026年5月29日付「臨時株主総会の決議結果及び代表取締役の異動に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、2026年5月28日開催の株主による招集に係る臨時株主総会を経て当社の取締役会の構成に変更が生じたところ、2026年6月5日に開催された当社の取締役会において、管財人石田雅文及び管財人栗田口太郎を当社の管財人から解任するよう東京地方裁判所に申し立てることが決議されましたので、お知らせいたします。

1. 解任事由として取締役会で説明された理由

(1) 管財人石田雅文の解任事由

2026年5月28日開催の株主による招集に係る臨時株主総会において、取締役の解任が可決された者であって、取締役の任務懈怠責任を問われうる立場であるため、及び、管財人としての職務を公正に行うことが期待できないため。

(2) 管財人栗田口太郎の解任事由

従前、会社の代理人弁護士として、石田雅文をサポートしており、同人に対する責任追及を期待できないため、及び、管財人としてスポンサー選定を公正に行うことが期待できないため。

2. 申立予定日

未定

なお、管財人解任申立てに関する管財人石田雅文及び管財人栗田口太郎の意見は以下のとおりです。

<管財人石田雅文及び管財人栗田口太郎の意見>

管財人としては、解任事由に該当する事実は存在せず、解任申立てには理由がないと考えていますので、このような解任申立てに対しては粛々と対応するとともに、引き続き2026年5月8日付「株式会社トーシンホールディングス再建計画」について」にて公表した再建計画を履行することにより再建を図り、かつ、2026年5月26日付「改善計画・状況報告書の公表に関するお知らせ」にて公表した改善計画に従って、内部管理体制の改善をはじめとする諸課題にも対処してまいります。

以上